

ごみ固形化燃料関係法令

1 消防法関係

RDF及びRPFは一部に燃焼熱量等から指定可燃物に指定されている場合があるが、ほとんどが指定可燃物とはなっていない。

『指定可燃物の主な関係法令』

消防法

第九条の三 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量(以下「指定数量」という。)未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの(以下「指定可燃物」という。)その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

危険物の規制に関する政令

(指定可燃物)

第一条の十二 法第九条の三の物品で政令で定めるものは、別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものとする。

別表第四 (第一条の十二関係)

品 名		数 量
綿花類		二〇〇キログラム
木毛及びかんなくず		四〇〇
ぼろ及び紙くず		一、〇〇〇
糸類		一、〇〇〇
わら類		一、〇〇〇
可燃性固体類		三、〇〇〇
石炭・木炭類		一〇、〇〇〇
可燃性液体類		二立方メートル
木材加工品及び木くず		一〇
合成樹脂類	発泡させたもの	二〇
	その他のもの	三、〇〇〇キログラム

備考

- 一 綿花類とは、不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。
- 二 ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。
- 三 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。
- 四 わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
- 五 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又は二のいずれかに該当するもの(一気圧において、温度二〇度を超え四〇度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又は二のいずれかに該当するものを含む。)をいう。
 - イ 引火点が四〇度以上一〇〇度未満のもの
 - ロ 引火点が七〇度以上一〇〇度未満のもの
 - ハ 引火点が一〇〇度以上二〇〇度未満で、かつ、燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもの
 - ニ 引火点が二〇〇度以上で、かつ、燃焼熱量が三四キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が一〇〇度未満のもの

- 六 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
- 七 可燃性液体類とは、別表備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの、同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(一気圧において、温度二〇度で液状であるものに限る。)で一気圧において引火点が二五〇度以上のものをいう。
- 八 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

火災予防条例(例)

(可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの基準)

第三十三条 別表第八の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの(以下「指定可燃物」という。)のうち可燃性固体類(同表備考第五号に規定する可燃性固体類をいう。以下同じ。)及び可燃性液体類(同表備考第七号に規定する可燃性液体類をいう。以下同じ。)並びに指定数量の五分の一以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類(以下「可燃性液体類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

一 可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う屋外の場所の周囲には、可燃性固体類及び可燃性液体類(以下「可燃性固体類等」という。)にあつては容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数(貯蔵し、又は取り扱う可燃性固体類等の数量を別表第八に定める当該可燃性固体類等の数量で除して得た値をいう。以下この条において同じ。)に応じ次の表に掲げる幅の空地を、指定数量の五分の一以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあつては一メートル以上の幅の空地をそれぞれ保有するか、又は防火上有効な塀を設けること。

容器等の種類	可燃性固体類等の数量の倍数	空地の幅
タンク又は金属製容器	一以上二十未満	一メートル以上
	二十以上二百未満	二メートル以上
	二百以上	三メートル以上
その他の場合	一以上二十未満	一メートル以上
	二十以上二百未満	三メートル以上
	二百以上	五メートル以上

二 別表第八で定める数量の二十倍以上の可燃性固体類等を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁、柱、床及び天井を不燃材料で造つた室内において行うこと。ただし、その周囲に幅一メートル(別表第八で定める数量の二百倍以上の可燃性固体類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、三メートル)以上の空地を保有するか、又は防火上有効な隔壁を設けた建築物その他の工作物にあつては、壁、柱、床及び天井を不燃材料で覆つた室内において、貯蔵し、又は取り扱うことができる。

三 可燃性液体類等を容器に収納し、又は詰め替える場合は、次によること。

イ 可燃性固体類(別表第八備考第五号二に該当するものを除く。)にあつては危険物規則別表第三の危険物の類別及び危険等級の別の第二類のⅢの項において、可燃性液体類及び指定数量の五分の一以上指定数量未満の第四類の危険物のうち動植物油類にあつては危険物規則別表第三の二の危険物の類別及び危険等級の別の第四類のⅢの項において、それぞれ適応するものとされる内装容器(内装容器の容器の種類が空欄のものにあつては、外装容器)又はこれと同等以上であると認められる容器(以下この号において「内装容器等」という。)に適合する容器に収納し、又は詰め替えるとともに、温度変化等により危険物が漏れないように容器を密封して収納すること。

ロ イの内装容器等には、見やすい箇所に可燃性液体類等の化学名又は通称名及び数量の表示

並びに「火気厳禁」その他これと同一の意味を有する他の表示をすること。ただし、化粧品の内装容器等で最大容量が三百ミリリットル以下のものについては、この限りでない。

四 可燃性液体類等(別表第八備考第五号ニに該当するものを除く。)を収納した容器を積み重ねて貯蔵する場合には、高さ四メートルを超えて積み重ねないこと。

五 可燃性液体類等は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

六 前号の基準は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱うにあたって、同号の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講ずること。

2 前項に規定するもののほか、可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準については、第三十条から第三十一条の八まで(第三十一条の二第十九号及び第二十号、第三十一条の三第1項第1号並びに第三十一条の七を除く。)の規定を準用する。

(綿花類等の貯蔵及び取扱いの基準)

第三十四条 指定可燃物のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物(以下「綿花類等」という。)の貯蔵及び取扱いは、次の各号に掲げる技術上の基準によらなければならない。

一 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと。

二 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。

三 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うこと。この場合において、危険物と区分して整理するとともに、綿花類等の性状等に応じ、地震等により容易に荷くずれ、落下、転倒又は飛散しないような措置を講ずること。

四 綿花類等のくず、かす等は、当該綿花類等の性質に応じ、一日一回以上安全な場所において廃棄し、その他適当な措置を講ずること。

五 綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う場所には、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに綿花類等の品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

六 綿花類等のうち合成樹脂類(別表第八備考第八号に規定する合成樹脂類をいう。以下同じ。)以外のものを集積する場合には、一集積単位の面積が二百平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、石炭・木炭類(同表備考第六号に規定する石炭・木炭類をいう。)にあつては、温度計等により温度を監視するとともに、石炭・木炭類を適温に保つための散水設備等を設置した場合は、この限りでない。

区分	距離
(一) 面積が五十平方メートル以下の集積単位相互間	一メートル以上
(二) 面積が五十平方メートルを超え二百平方メートル以下の集積単位相互間	二メートル以上

七 綿花類等のうち合成樹脂類を貯蔵し、又は取り扱う場合は、次によること。

イ 集積する場合においては、一集積単位の面積が五百平方メートル以下になるように区分するとともに、集積単位相互間に次の表に掲げる距離を保つこと。ただし、火災の拡大又は延焼を防止するため散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

区分	距離
(一) 面積が百平方メートル以下の集積単位相互間	一メートル以上
(二) 面積が百平方メートルを超え三百平方メートル以下の集積単位相互間	二メートル以上
(三) 面積が三百平方メートルを超え五百平方メートル以下の集積単位相互間	三メートル以上

- ロ 屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、貯蔵する場所と取り扱う場所の間を不燃性の材料を用いて区画すること。ただし、火災の延焼を防止するため水幕設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、この限りでない。
- ハ 別表第八に定める数量の百倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、壁及び天井を難燃材料(建築基準法施行令第一条第六号に規定する難燃材料をいう。)で仕上げた室内において行うこと。

(指定数量未滿の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等)

第四六条 指定数量の五分之一以上(個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の二分之一以上)指定数量未滿の危険物及び別表第八で定める数量の五倍以上(可燃性固体類等及び合成樹脂類にあつては、同表で定める数量以上)の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

2 前項の規定は、同項の貯蔵及び取扱いを廃止する場合について準用する。

別表第八(第三十三条、第三十四条、第四十六条関係)

品 名		数 量
綿花類		二〇〇キログラム
木毛及びびかんくず		四〇〇
ぼろ及び紙くず		一、〇〇〇
糸類		一、〇〇〇
わら類		一、〇〇〇
可燃性固体類		三、〇〇〇
石炭・木炭類		一〇、〇〇〇
可燃性液体類		二立方メートル
木材加工品及び木くず		一〇
合成樹脂類	発泡させたもの	二〇
	その他のもの	三、〇〇〇キログラム

備考
省略

2 電気事業法関係

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令
(特種設備の安全性)

第六十九条 火力を原動力として電気を発生するために施設する電気工作物であつて、第五条から前条までに規定するもの以外のものにあつては、当該設備に及ぼす化学的及び物理的作用に対し、安全なものでなければならない。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第4条第1項 (一般廃棄物処理施設の技術上の基準)

<p>第四条 法第八条の二第一項第一号 (法第九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定によるごみ処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>一 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。 三 ごみ、ごみの処理に伴い生ずる排ガス及び排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。 四 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。 五 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。 六 ごみの保有水及びごみの処理に伴い生ずる汚水又は廃液が、漏れ出し、及び地下に浸透しない構造のものであること。 十五 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。</p>
<p>七 焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあつては、次の要件を備えていること。 供給装置、燃焼室、燃焼室温度測定・記録装置、冷却設備、集じん器温度測定・記録装置、排ガス処理設備、一酸化炭素測定・記録、灰出し設備、貯留設備、一酸化炭素測定・記録、ガス化設備、改質設備について定められている。</p>	
<p>八 ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号子及びりの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。 供給装置、燃焼室、燃焼室温度測定・記録装置、冷却設備、集じん器温度測定・記録装置、排ガス処理設備、一酸化炭素測定・記録、灰出し設備、貯留設備、一酸化炭素測定・記録、ガス化設備、改質設備について定められている。</p>	
<p>十四 固形燃料化施設にあつては、次の要件を備えていること。 乾燥室、乾燥室温度測定・記録装置、排ガス処理設備、成形設備、貯留設備について定められている。</p>	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第4条の5 (一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準)

<p>第四条の五 法第八条の三の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>一 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 十 ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 十一 蚊、はえ等の発生防止に努め、構内の清潔を保持すること。 十二 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 十三 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。 十四 前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。 十五 市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。 十六 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること。</p>
<p>二 焼却施設(ガス化改質方式の焼却施設を除く。)にあつては、次のとおりとする。 投入方法、燃焼温度、焼却灰の量、運転管理、ガス温度の測定・記録、集じん器流入温度、集じん器温度測定・記録、ばいじん除去、排ガス濃度、一酸化炭素測定・記録、ダイオキシン濃度、ダイオキシン濃度の測定・記録、環境保全、ばいじん・焼却灰の処理について定められている。</p>	
<p>三 ガス化改質方式の焼却施設にあつては、前号しからナまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。 ガス化改質管理、ガス温度の測定・記録、改質ガスの温度、改質ガス温度測定・記録、ばいじん除去、ダイオキシン濃度と測定・記録、火災予防について定められている。</p>	
<p>九 固形燃料化施設にあつては、第二号ヨ及びナの規定の例によるほか、次のとおりとする。 環境保全、火災予防、消火設備、粉じんの飛散防止、乾燥室投入要領、ガス温度の測定・記録、ダイオキシン濃度と測定・記録について定められている。</p>	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

第三条 (一般廃棄物の収集、運搬、処分等の基準)

第三条 法第六条の二第二項の規定による一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。

一 一般廃棄物の収集又は運搬に当たっては、次によること。

保管要領	<p>ト 一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(イ) 周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p> <p>(2) 保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を構ずること。</p> <p>(イ) 一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>(ロ) 屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</p> <p>(ハ) その他必要な措置</p> <p>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p>
------	---